

受給者の皆様へ

令和6年8月  
富士電機企業年金基金

## 現況届の廃止について

当基金では、毎年誕生月に現況届（はがき）をご返信いただくことにより、受給者の皆様の現況を確認しておりましたが、令和6年10月から現況届による現況確認を廃止することに致しました。今後の取扱いの詳細については以下の通りとなります。

### 1. 現況届（はがき）の廃止について

令和6年10月分から現況届（はがき）の郵送を終了させていただきます。

令和6年9月分（誕生月が9月の受給者）の現況届が最後になりますので、10月以降の誕生月の受給者には、現況届は郵送されません。

### 2. 今後の現況確認について

当基金では、住民基本台帳法等に基づき、企業年金連合会を通じて取得した国の住民基本台帳ネットワークシステム（以下、住基ネット）からの情報を取得することが可能となり、現況届に代わり、当該情報にて現況確認ができるようになりました。

この状況を踏まえて、当基金では、令和6年10月から「住基ネット」の情報により、生存の事実が確認できた方については、「現況届」の提出を不要とします。

なお、非居住者（海外移住者）など、住基ネットの情報による現況確認ができない受給者については、書面による現況確認を継続致します。

### 3. 変更があった場合の手続きについて

以下の変更があった場合は、当基金でお手続きが必要となりますので、当基金宛てにご連絡をお願い致します。

- ①住所、電話番号が変更になった場合
- ②年金の振込先口座を変更する場合
- ③お亡くなりになった場合
- ④非居住者（海外居住者）になった場合
- ⑤その他（氏名変更、後見人が選任された場合）

以上